

医療をしてほしい」と回答した人の割合は4.7%と少なく、一方で「延命のみを目的とした医療は行わず、自然にまかせてほしい」と回答した人の割合は91.1%と9割を超えた（図1-2-3-18）。

## 4 高齢者の就業

### (1) 労働力人口に占める高齢者の比率は上昇

平成28（2016）年の労働力人口は、6,673万人であった。労働力人口のうち65～69歳の者は450万人、70歳以上の者は336万人であり、労働力人口総数に占める65歳以上の者の割合は11.8%と上昇し続けている（図1-2-4-1）。

また、平成28（2016）年の労働力人口比率

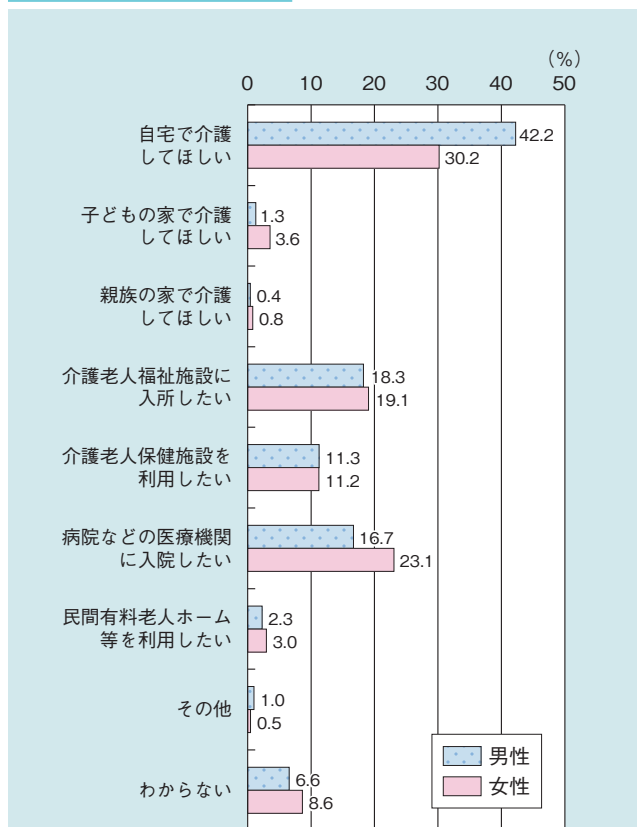
（人口に占める労働力人口の割合）をみると、65～69歳では44.0%となっており、平成16（2004）年（34.4%）で底を打った後、上昇傾向である。70歳以上は13.8%であり、おおむね14%で推移している（図1-2-4-2）。

### (2) 高齢者の就業状況

#### ア 「働けるうちはいつまでも」働きたい高齢者が約4割

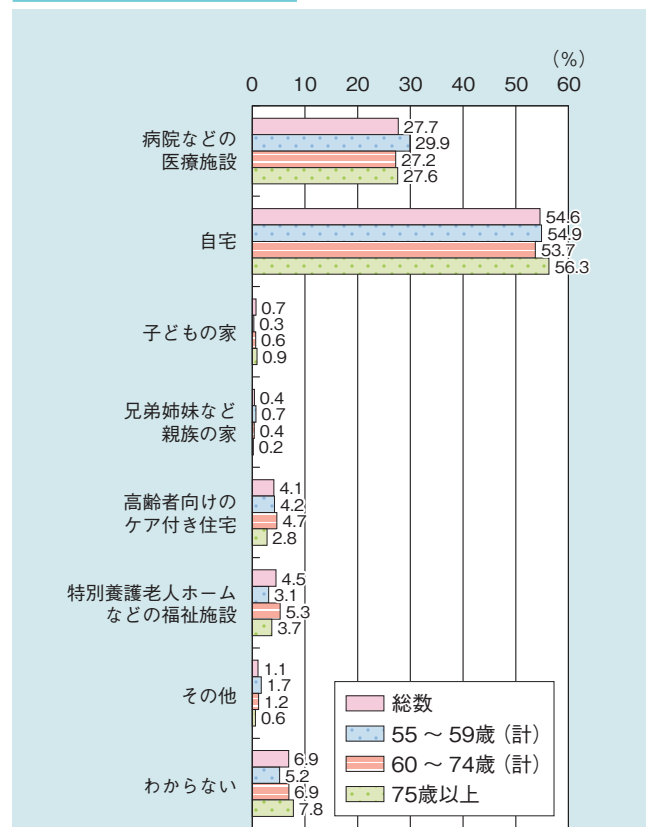
現在仕事をしている高齢者の約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答。70歳くらいまでもしくはそれ以上との回答と合計すれば、約8割が高齢期にも高い就業意欲を持っている様子がうかがえる（図1-2-4-3）。

図1-2-3-16 介護を受けたい場所



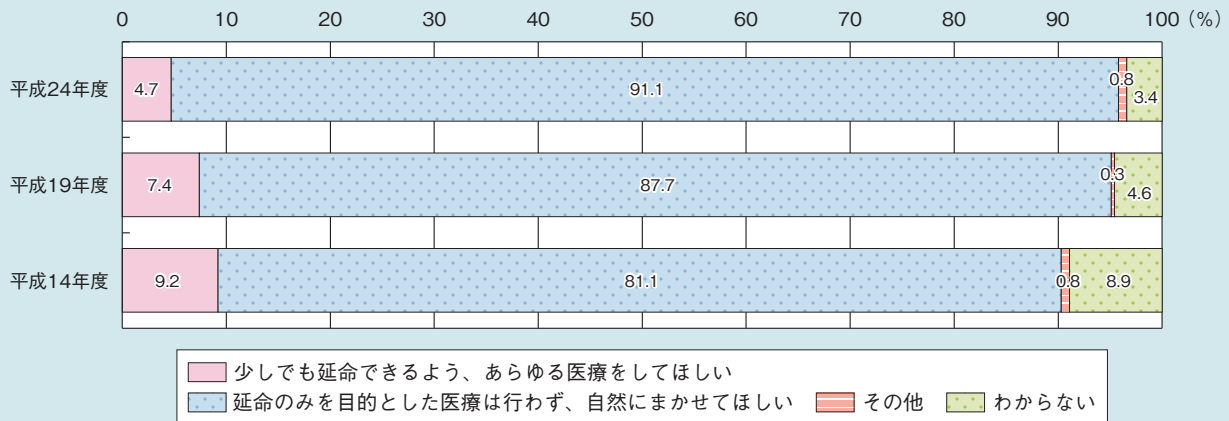
資料：内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」（平成24年）  
 (注) 調査対象は全国55歳以上の男女。数値は60歳以上の男女のうち「将来、介護が必要な状態になるのではないかと不安になることがある」者の計

図1-2-3-17 最期を迎えたい場所



資料：内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」（平成24年）  
 (注) 調査対象は、全国55歳以上の男女

図1-2-3-18 延命治療に対する考え方

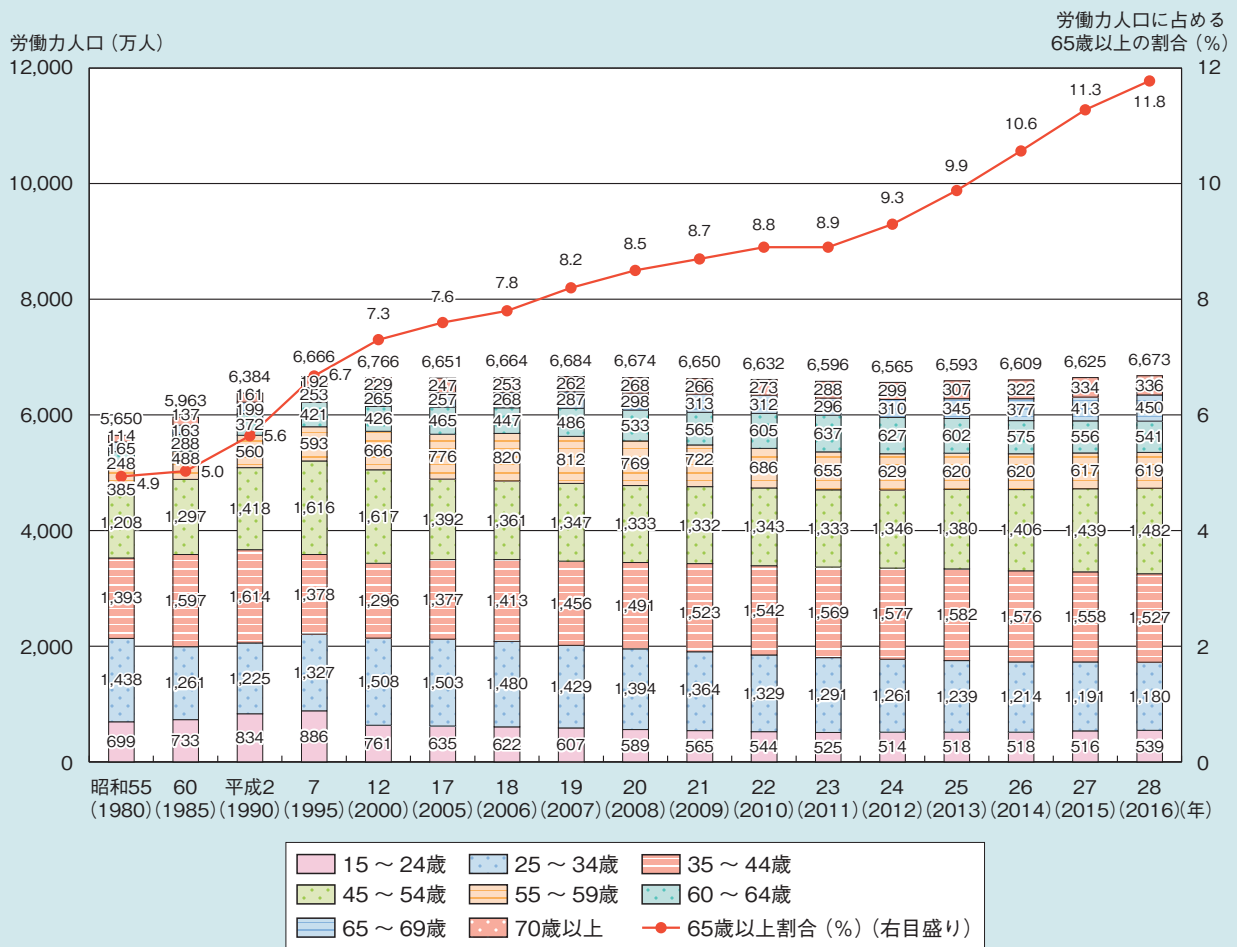


資料：内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」(平成24年)

(注1) 調査対象は、全国55歳以上の男女。数値は65歳以上の男女

(注2) 質問は次のとおり。「万一、あなたの病気が治る見込みがなく、死期が近くなった場合、延命のための医療を受けることについてどう思いますか。この中から1つだけお答えください。」

図1-2-4-1 労働力人口の推移

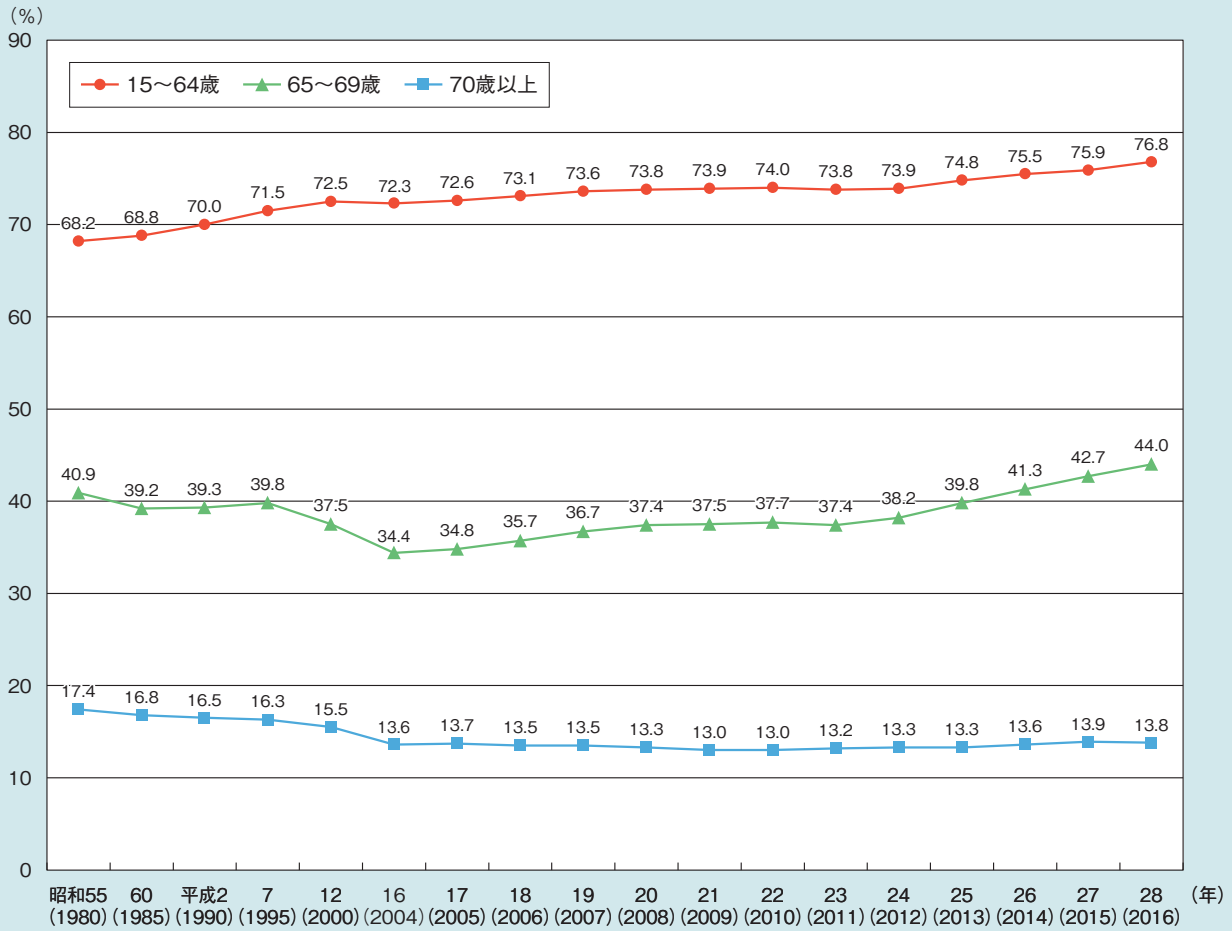


資料：総務省「労働力調査」(年齢階級別労働力人口及び労働力人口比率)より内閣府作成

(注1)「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。

(注2)平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

図1-2-4-2 労働力人口比率の推移

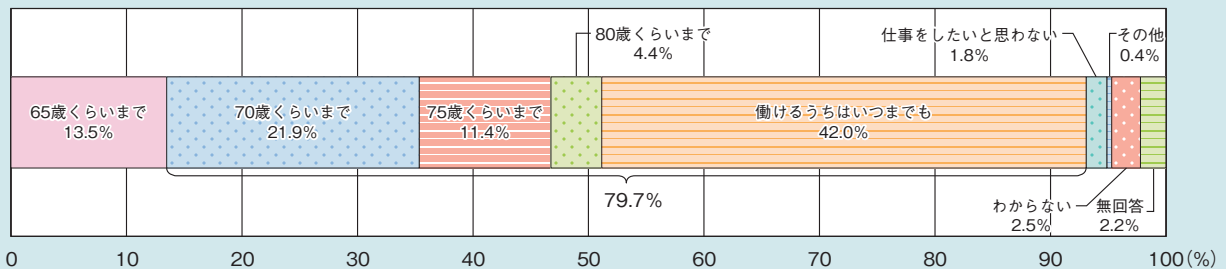


資料：総務省「労働力調査」

(注1)「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。「労働力人口比率」とは、人口に占める「労働力人口」の割合。

(注2)平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

図1-2-4-3 あなたは、何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいですか



資料：内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」(平成26年)

(注)調査対象は、全国60歳以上の男女。現在仕事をしている者のみの再集計。

### イ 60歳を過ぎても働く人が多い

高齢者の就業状況についてみると、男性の場合、就業者の割合は、55～59歳で90.3%、60～64歳で77.1%、65～69歳で53.0%となっており、60歳を過ぎても、多くの人が就業している。他方、60～64歳の3.2%、65～69歳の1.8%が完全失業者である。また、女性の就業者の割合は、55～59歳で69.0%、60～64歳で50.8%、65～69歳で33.3%となっている（図1-2-4-4）。

### ウ 就業者に占める65歳以上の割合は増加

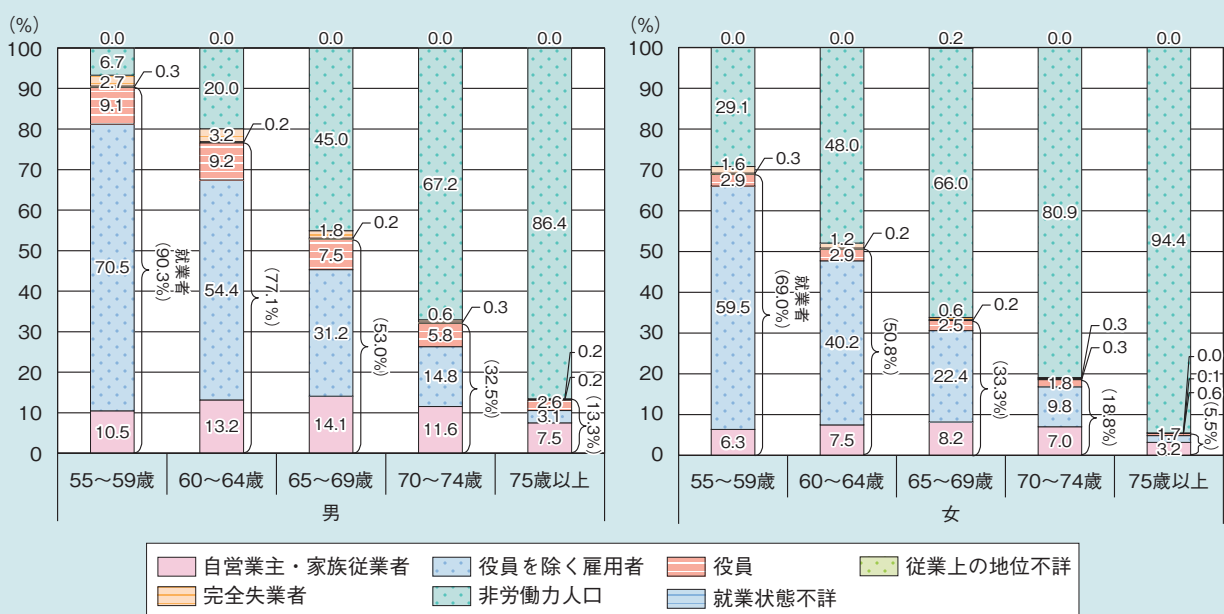
全産業の就業者数の推移をみると、平成28（2016）年時点で全就業者数（6,465万人）のうち、60～64歳の者は8.1%、65～69歳の者は6.8%、70歳以上は5.1%となっており、就業者に占める高齢者の割合は増加傾向である（図1-2-4-5）。

### エ 65歳以上の非正規の職員・従業員の割合は7割以上

会社などの役員を除く65歳以上の雇用者について雇用形態をみると、非正規の職員・従業員は多く、かつ、増加傾向である。平成28（2016）年では正規の職員・従業員が99万人に対して、非正規の職員・従業員が301万人であり、役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は75.3%となっている（図1-2-4-6）。

男性の場合、非正規職員・従業員の比率は55～59歳で12.8%であるが、60～64歳で53.6%、65～69歳で72.1%と、60歳を境に大幅に上昇している。一方、女性の場合、同比率は55～59歳で60.2%、60～64歳で76.0%、65～69歳で81.5%となっており、男性と比較して上昇幅は小さいものの、やはり60歳を境に非正規職員・従業員比率は上昇している（図1-2-4-7）。

図1-2-4-4 高齢者の就業状態



資料：総務省「労働力調査」(平成28年)  
 (注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100%にならない場合がある。

## オ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業は7割以上

従業員31人以上の企業約15万社のうち、高齢者雇用確保措置<sup>3</sup>の実施済企業の割合は99.5%（152,275社）となっている。また、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は74.1%（113,434社）となっている（図1-2-4-8）。

（注3）「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」、「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付けている。

## カ 継続雇用者の雇用形態は「自社の正社員以外」が68.7%

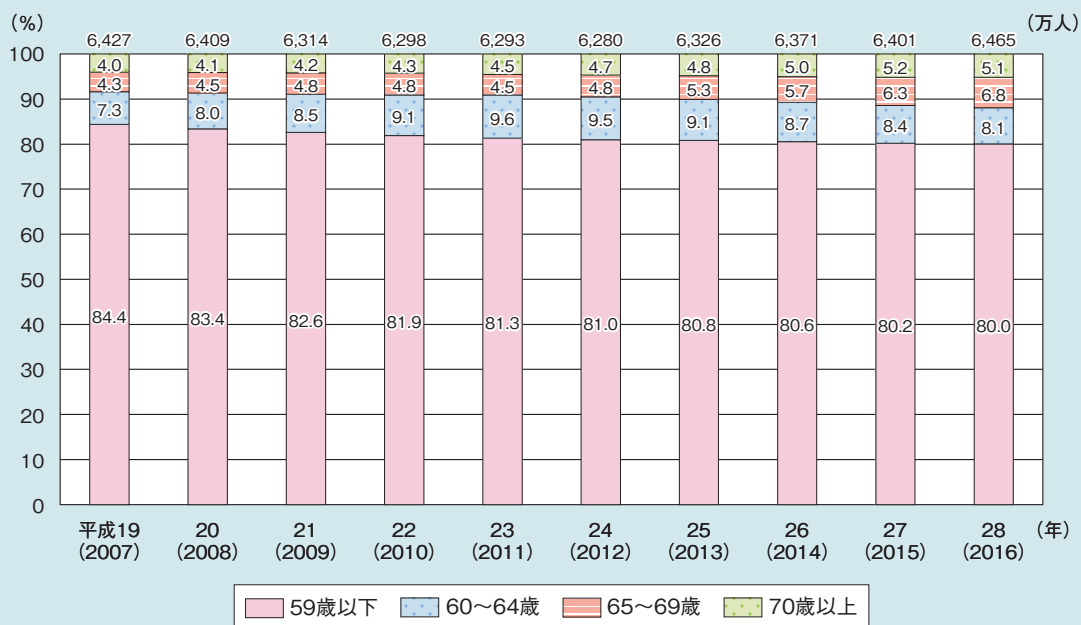
独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査

によれば、調査対象となった継続雇用制度を持っている企業に、継続雇用者の雇用形態について尋ねたところ、68.7%の企業が「自社の正社員以外（嘱託・契約社員・パート等）」、45.8%の企業が「自社の正社員」の雇用形態を取っているという結果だった。（図1-2-4-9）。

## （3）高齢者の雇用情勢は改善傾向

高齢者の雇用情勢をみると、平成20（2008）年から22（2010）年は経済情勢の急速な悪化を受けて60～64歳の完全失業率は上昇していたが、平成22（2010）年をピークに低下し、28（2016）年は60～64歳の完全失業率は3.2%と、15歳以上の全年齢計（3.1%）と同水準となった（図1-2-4-10）。

図1-2-4-5 全就業者数に占める高齢者就業者の推移

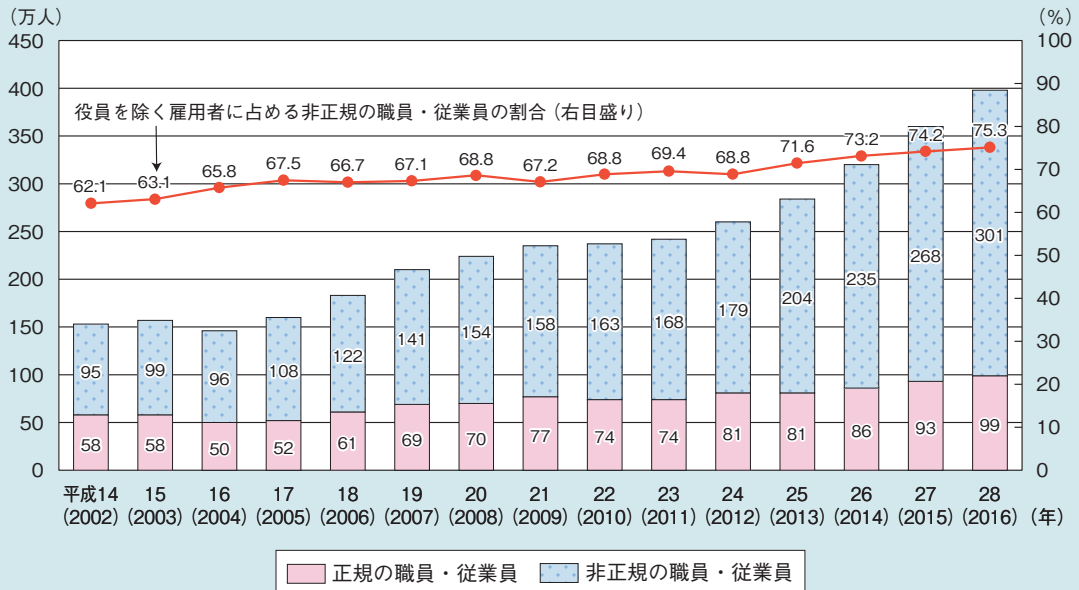


資料：総務省「労働力調査」

（注1）平成23（2011）年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

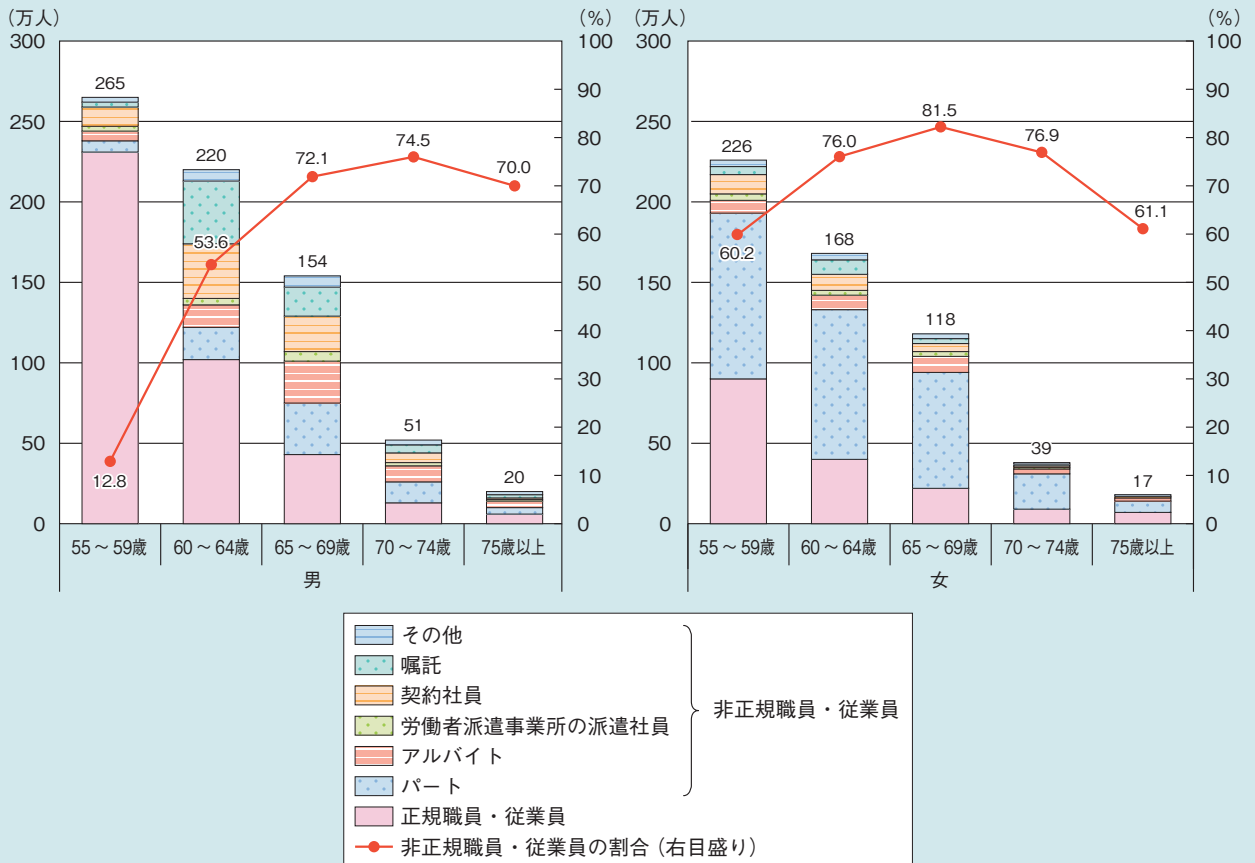
（注2）図の上部分の数値は就業者数（単位：万人）である。

図1-2-4-6 65歳以上の正規・非正規職員数



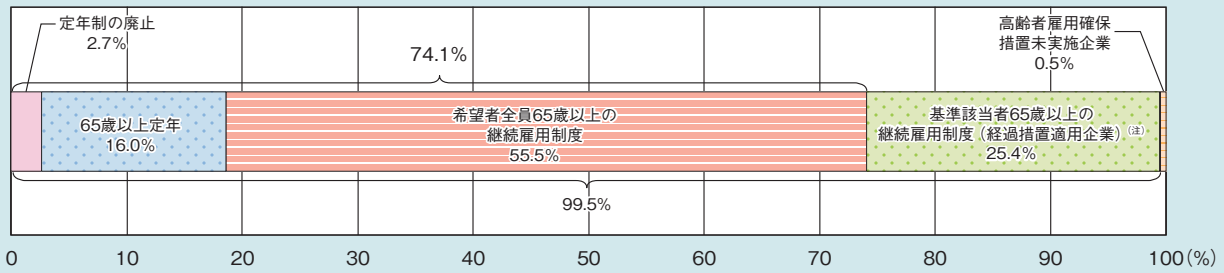
資料：総務省「労働力調査」  
 (注1) 平成23 (2011) 年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。  
 (注2) 役員を除く雇用者の数値である。

図1-2-4-7 性年齢別雇用形態別雇用者数及び非正規雇用者率 (役員を除く)



資料：総務省「労働力調査」(平成28年)

図1-2-4-8 雇用確保措置の実施状況の内訳



資料：厚生労働省「高齢者の雇用状況」(平成28年)より内閣府作成  
対象：従業員31人以上の企業約15万社

(注)「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)」に規定する経過措置に基づく継続雇用制度の対象者に係る基準を導入している企業。平成25(2013)年3月31日までに労使協定により継続雇用制度の対象者に係る基準を定めていた事業主は、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の者に対して、当該基準を適用することができる。

表1-2-4-9 継続雇用者の雇用形態(複数回答)

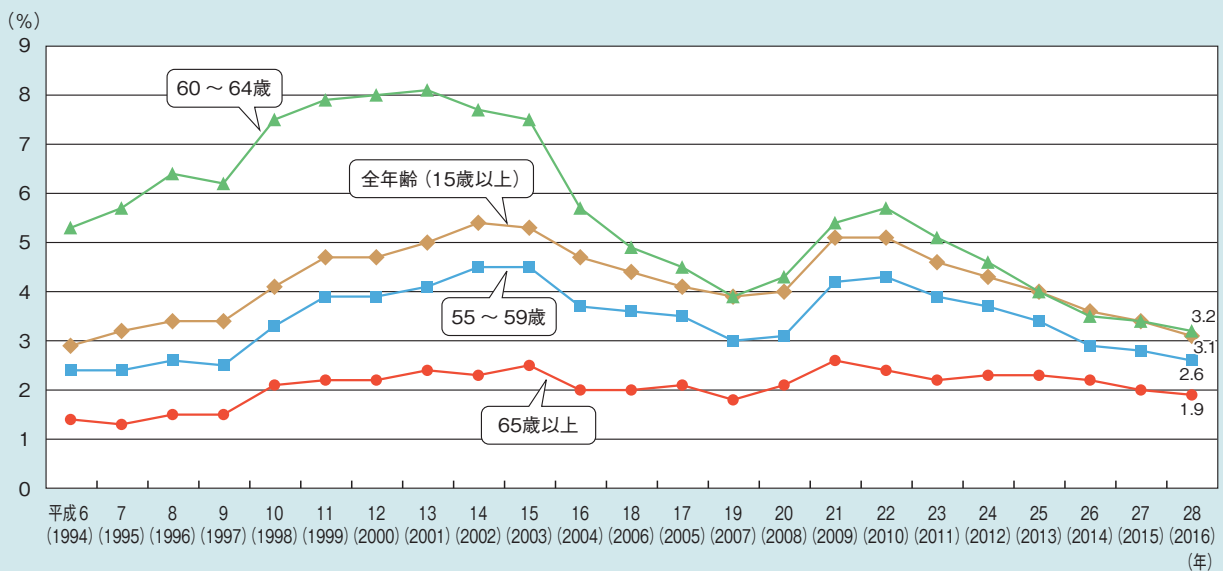
(単位：%)

雇用形態	割合 (%)
自社の正社員	45.8
自社の正社員以外 (嘱託・契約社員・パート等)	68.7
グループ・関連会社の正社員	4.7
グループ・関連会社の正社員以外	8.6
その他	0.7
無回答	1.6

資料：独立行政法人 労働政策研究・研修機構「高齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査」(2014)

(注) 常用雇用者50人以上を雇用している全国の民間企業に対する調査。回答時点で雇用者規模が50人未満であった企業が含まれる。有効回収数は7,179件。

図1-2-4-10 完全失業率の推移



資料：総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値。

(注2) 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。